
令和6年 第3回 対馬市議会定例会会議録(第17日)

令和6年9月26日(木曜日)

議事日程(第5号)

令和6年9月26日 午前10時00分開議

- 日程第1 議案第52号 令和6年度対馬市一般会計補正予算(第5号)
- 日程第2 議案第58号 対馬市公園等設置条例の一部を改正する条例
- 日程第3 請願第1号 義務教育費国庫負担制度負担率の引き上げをはかるための、
2025年度政府予算に係る意見書採択の請願について
- 日程第4 請願第2号 ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、
2025年度政府予算に係る意見書採択の請願について
- 日程第5 報告第11号 令和5事業年度一般財団法人対馬市国際交流協会経営状況
報告について
- 日程第6 発議第5号 長崎県指定有形文化財【観世音菩薩坐像】の早期返還を求
める決議
- 日程第7 発議第6号 総合的な防衛体制の強化に資する特定利用空港・港湾への
指定を求める意見書
- 日程第8 委員会の閉会中の継続審査について
- 追加日程第1 発議第7号 義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書
- 追加日程第2 発議第8号 少人数学級・教職員定数の改善に係る意見書

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議案第52号 令和6年度対馬市一般会計補正予算(第5号)
- 日程第2 議案第58号 対馬市公園等設置条例の一部を改正する条例
- 日程第3 請願第1号 義務教育費国庫負担制度負担率の引き上げをはかるための、
2025年度政府予算に係る意見書採択の請願について
- 日程第4 請願第2号 ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、
2025年度政府予算に係る意見書採択の請願について
- 日程第5 報告第11号 令和5事業年度一般財団法人対馬市国際交流協会経営状況
報告について
- 日程第6 発議第5号 長崎県指定有形文化財【観世音菩薩坐像】の早期返還を求

める決議

日程第7 発議第6号 総合的な防衛体制の強化に資する特定利用空港・港湾への
指定を求める意見書

日程第8 委員会の閉会中の継続審査について

追加日程第1 発議第7号 義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書

追加日程第2 発議第8号 少人数学級・教職員定数の改善に係る意見書

出席議員（18名）

1番 糸瀬 雅之君	2番 陶山莊太郎君
3番 神宮 保夫君	4番 島居 真吾君
5番 坂本 充弘君	6番 伊原 徹君
7番 入江 有紀君	8番 船越 洋一君
9番 脇本 啓喜君	10番 小島 徳重君
11番 黒田 昭雄君	13番 波田 政和君
14番 小宮 教義君	15番 上野洋次郎君
16番 大浦 孝司君	17番 作元 義文君
18番 春田 新一君	19番 初村 久藏君

欠席議員（1名）

12番 小田 昭人君

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長	平間 博文君	次長	藤原 亘宏君
課長補佐	糸瀬 博隆君	係長	小島 亮君

説明のため出席した者の職氏名

市長	比田勝尚喜君
副市長	俵 輝孝君
副市長	一宮 努君
教育長	中島 清志君

総務部長	木寺 裕也君
総務課長（選挙管理委員会事務局書記長）	犬束 幸吉君
しまづくり推進部長	三原 立也君
観光交流商工部長	阿比留忠明君
市民生活部長	村井 英哉君
福祉部長	田中 光幸君
保健部長	桐谷 和孝君
農林水産部長	平川 純也君
建設部長	内山 歩君
水道局長	舍利倉政司君
教育部長	扇 博祝君
中対馬振興部長	原田 武茂君
上対馬振興部長	原田 勝彦君
消防長	井 浩君
会計管理者	勝見 一成君
監査委員事務局長	志賀 慶二君
農業委員会事務局長	栗屋 孝弘君

午前10時00分開議

○議長（初村 久藏君） おはようございます。

会議を開きます前に、先週末、9月21日に発生した豪雨により、対馬北部地区を中心に床下浸水、床上浸水等の多くの被害が発生しております。被災された市民の皆様には心よりお見舞いを申し上げますとともに、市当局の迅速な対応を要請するとともに、一日も早い復旧を願うものであります。

報告します。小田昭人君から欠席の届出があっております。

ただいまから、議事日程第5号により本日の会議を開きます。

報告します。地方自治法第80条第2項の規定に基づき、議会の議決により指定されました、2割以内の工事請負変更契約の締結を1件及び50万円以下の損害賠償の額の決定1件の報告があっております。タブレットに掲載しておりますので、御確認ください。

日程第1. 議案第52号

日程第2. 議案第58号

○議長（初村 久藏君） 日程第1、議案第52号、令和6年度対馬市一般会計補正予算（第5号）及び日程第2、議案第58号、対馬市公園等設置条例の一部を改正する条例の2件を一括議題とします。

議案第52号は各常任委員会に分割付託、議案第58号は産業建設常任委員会に付託しておりますので、各常任委員長の審査報告を求めます。

総務文教常任委員長、陶山 荘太郎君。

○議員（2番 陶山 荘太郎君） 皆様、おはようございます。それでは、総務文教常任委員会の審査報告を行います。

本委員会に付託されました案件は、議案第52号及び発議第4号の2件であります。

議案第52号、令和6年度対馬市一般会計補正予算（第5号）のうち、本委員会に係る歳入は、11款・地方交付税で、普通交付税の追加、15款・国庫支出金で、島っこ留学生受入事業の孫戻し留学制度に係る離島活性化交付金の追加、16款・県支出金で、ながさきピース文化祭2025分野別交流事業補助金の計上、19款・繰入金で、水道事業負担金に係る振興基金繰入金の減、情報通信基盤整備事業に係るがんばれ国境の島対馬ふるさと応援基金繰入金の減、厳原中学校長寿命化改良事業の財源組替えによる教育施設整備基金繰入金の減、ジェットfoil更新支援事業に係る合併振興基金繰入金の追加、20款・繰越金で、前年度剰余金の追加、22款・市債で、厳原中学校長寿命化改良事業の財源組替えによる学校施設改修事業債の追加が主なものであります。

歳出は、2款・総務費で、島おこし協働隊の新規任用ができなかったことによる報酬費等の減、CATV拠点無停電電源装置改修及び庁舎並びに集会施設等の修繕に係る需用費の追加、CATVの光サービス移行業務に伴う委託料の追加、ながさきピース文化祭2025負担金の追加、総合計画進捗把握調査に係る委託料の計上、第1次産業プラス副業支援事業補助金及びジェットfoil更新支援事業補助金の計上、9款・消防費で、消防木柵山基地局無線装置修繕業務に係る需用費の追加、10款・教育費で、島おこし協働隊の新規任用ができなかったことによる報酬等の減、学校及び社会教育施設などの修繕等に係る需用費の追加が、今回の補正の主なものであります。

審査に当たり、委員からは、「第1次産業プラス副業支援事業などの移住・定住の推進に関する事業は、実績を分析し、真に定住につながるような事業を実施してもらいたい」「総合運動公園については、現施設の全てを維持するのではなく、地域の現状に合致したコンパクト化を図る必要があるのではないか」などの意見がありました。

議案第52号につきましては、慎重に審査し、採決した結果、賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、発議第4号、国境、対馬市平和の日条例については、元寇襲来から750年の節目の年に当たり、条例案第1条中にある、「日本国憲法に謳う世界平和は人類普遍の原理である。ここに歴史の史実を確認し、国境対馬より平和の日を定める」という提案理由の趣旨は理解できるものの、提案された条例は永続的な内容のものであり、その他の条文においては、事業を実施するに於ける予算を含め、市との協議を重ねた上で、委員会としても慎重に審査し、結論を出すべきという意見で一致したことから、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

以上で、総務文教常任委員会の審査報告といたします。

○議長（初村 久蔵君） 厚生常任委員長、島居真吾君。

○議員（4番 島居 真吾君） おはようございます。厚生常任委員会の審査報告を行います。

本委員会に付託されました案件は、議案第52号の1件であります。

議案第52号、令和6年度対馬市一般会計補正予算（第5号）のうち、本委員会に係る歳入は、15款・国庫支出金で、児童手当制度改正に伴う子ども・子育て支援事業費補助金の追加、19款・繰入金で、前年度精算による介護保険特別会計からの繰入金及び、21款・諸収入で、10月から開始する新型コロナウイルスワクチン定期接種に対する助成金の計上が主なものであります。

歳出は、2款・総務費で、固定資産の共有名義の所有者について、その詳細を登記簿や課税台帳等により照合するための固定資産所有者照合業務委託料の追加、3款・民生費で、対馬市保育所配置計画に基づく離地保育所の民間移譲に向けての用地購入に係る離地保育所用地不動産鑑定委託料及び、子育て支援の一環として、子育て世帯の経済的負担軽減と子供を産み、育てやすい環境づくりを目的とした乳児紙おむつ費等助成給付費の計上が主なものであります。この乳児紙おむつ費等助成事業は、対馬市乳児紙おむつ費等助成事業実施要綱に基づき、令和6年4月1日以降に対馬市に住所を有する乳児の保護者を対象として、紙おむつ・粉ミルク等、その他関連用品の購入費に対して助成するものです。助成金額は、月額1万円を上限とし、対象期間は、乳児の出生した日の属する月の翌月、または、転入し本市に住居登録した日の属する月の翌月から1歳の誕生月までとなっております。

4款・衛生費で、新型コロナウイルス感染症の発症・重症化の予防、まん延防止等、公衆衛生の向上や増進を図るため、新型コロナワクチン接種費用の一部を助成する予防接種事業委託料の追加、海岸漂着物等地域対策推進事業の木材破砕機修繕に係る予算組替えに伴う修繕料の追加及び、委託料の減額が主なものであります。

今回の補正予算は、令和6年10月からの児童手当の制度改正により、①所得制限の撤廃、②高校生年代までの支給期間延長、③多子世帯において第3子以降は3万円支給とする等の抜本的拡充に伴う対応経費や、対馬市独自の新規事業として、乳児紙おむつ費等助成事業に係る助成金

が計上されており、子育て世帯への経済的負担の軽減と経済的支援の強化に向けての取組が盛り込まれております。

以上、本委員会に付託されました議案第52号につきましては、慎重に審査し、採決した結果、賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、厚生常任委員会の審査報告といたします。

○議長（初村 久藏君） 産業建設常任委員長、坂本充弘君。

○議員（5番 坂本 充弘君） おはようございます。それでは、産業建設常任委員会の審査報告を行います。

本委員会に付託されました案件は、議案第52号、議案第58号の2件であります。

議案第52号、令和6年度対馬市一般会計補正予算（第5号）のうち、本委員会に係る歳入は、15款・国庫支出金で、公共土木施設災害復旧費負担金の追加、国の内示減に伴う住宅費補助金の減、16款・県支出金で、農林水産施設災害復旧費補助金の計上、22款・市債で、河川の新規しゅんせつ工事による河川債の計上、国の内示に伴う住宅債、緊急自然災害防止事業による道路橋梁債及び農林水産施設災害復旧債の追加、内容変更に伴う道路橋梁債の減が主な補正であります。

歳出は、6款・農林水産業費で、農林景観保全事業委託料、農業用関連施設調査測量業務に係る委託料及び保安林の災害復旧に伴う工事請負費の計上、7款・商工費で、渚の湯駐車場照明灯ほか修理に係る修繕料及び湯多里ランドつしま指定管理委託料の追加、島ネコ管理人事業に係る人件費及び旅費の減、8款・土木費で、道路新設改良費において、道路災害防除に係る委託料、工事請負費、道路災害復旧費並びに河川災害復旧費に係る工事請負費の計上、市営住宅に係る修繕料、道路維持補修工事のための工事請負費及び河川の新規しゅんせつ工事による工事請負費の追加、11款・災害復旧費で、農道及び河川の災害復旧に伴う工事請負費の計上が主な補正であります。

湯多里ランドつしま指定管理委託料の追加については、審査事項が多岐にわたることが想定されたため、今回の審査では、補正予算として指定管理料を増額する必要性及びその積算根拠が適正であるかについて重点的に審査を行いました。

質疑の中で、令和5年度分の指定管理料を増額する事由があるのか、また、積算根拠は適正なのかとの質疑があり、湯多里ランドつしまの営業再開が遅れたのは、市側にも一定の瑕疵があること、指定管理料については、従来どおりの収支計画に基づく算定方法より、今回提案の算定方法が実績に基づくものであり、かつ4,000万円程度の一般財源が縮減できる提案であるとの回答がありました。

また、再委託の禁止において、株式会社SAKURAは第三者ではないかとの質疑があり、現

指定管理者に対し、本社が佐世保市であることから、本市内に拠点を設けていただくよう依頼した経緯があること等を踏まえ、市として第三者として認識していないが、疑義が生じているのであれば精査を行うとの回答がありました。

委員からは、多くの観光客や市民が利用している本施設が休止になった場合の影響は大きいので、運営を止めないような方策を考えるべきとの意見もありました。

湯多里ランドつしまの指定管理につきましては、今回出された質疑も含めて所管事務調査を実施し、実態の把握に努めることとしました。本委員会としましては、市民の福祉の向上のためにも適切な管理運営を望むものであります。

次に、議案第58号、対馬市公園等設置条例の一部を改正する条例について、今回の改正は、本年4月1日付で、株式会社東横イン所有の厩舎及びその附帯施設を無償で借り受け、10月1日から目保呂ダム馬事公園及びあそうベイパークの対州馬施設と同様の、動物の愛護及び管理に関する法律第10条第1項の規定に基づく動物展示施設として供用開始するため、別表第1の「三宇田キャンプ場」の項の次に、施設の名称を「三宇田馬事公園」、位置を「対馬市上対馬町西泊1217番地5」とする新たな項を加え、附則で、施行期日を令和6年10月1日とするものです。

以上、本委員会に付託されました議案第52号、議案第58号の2件については、慎重に審査し、採決した結果、いずれも賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、議案第52号の審議において、会議規則第108条の規定により少数意見の留保が行われ、委員長経由で少数意見報告書が議長宛てに提出されていることを申し添えます。

以上で、産業建設常任委員会の審査報告といたします。

○議長（初村 久藏君） 各常任委員会の審査報告が終わりました。

次に、議案第52号に対し、脇本啓喜君ほかから配付のとおり、会議規則第108条第2項の規定により少数意見報告書及び、会議規則第17条の規定により修正の動議が提出されています。したがって、これを議案第52号と併せて議題とします。

提出者の説明を求めます。9番、脇本啓喜君。

○議員（9番 脇本 啓喜君） 少数意見報告書。

対馬市議会議長、初村久藏様。産業建設常任委員会委員、脇本啓喜、賛成者、糸瀬雅之。

令和6年9月18日の産業建設常任委員会において留保した少数意見を、会議規則第108条第2項の規定により次のとおり報告します。

記。

1. 議案第52号、令和6年度対馬市一般会計補正予算（第5号）
2. 意見の要旨

産業建設常任委員会に付託されていましたが令和6年度一般会計補正予算（第5号）につきましては、慎重に審議した結果、賛成者3名（小田委員、小島委員、船越委員）、反対者2名（糸瀬副委員長、脇本委員）で、坂本委員長の報告のとおり賛成多数で原案のとおり可決されました。その後、小職が少数意見の留保を申し出て、糸瀬副委員長の賛成を経て、少数意見の留保が成立しました。

審査付託された案件中、7款・商工費、1項・商工費、3目・観光費に係る湯多里ランドつしま指定管理料1,764万6,000円の予算計上については、次の理由により予算の修正を求めるものです。

今回、審議が集中したのは、今定例議会初日に小宮議員が質問した湯多里ランド指定管理受託者に対する指定管理料追加が妥当かつ適当な額であるか否かについてであります。

そもそも、この指定管理料追加の原因は、プール部門のみ対馬市直営期間に業務を委託していた福岡県内の事業者が、施設や設備の整備を怠っていたため、株式会社クリルと指定管理契約開始日までに営業可能な状態で引き継げず、営業開始が遅延したことにあります。いわゆる対馬市の善管注意義務違反を原因とする損害補償の追加補正予算と言えます。

審議過程で、多数の疑義が上がりました。主な3項目に絞って、少数意見の留保に至った理由を述べます。

1、再委託の禁止に抵触する可能性が高い。

受託者、株式会社クリルは、その代表取締役社長の全額出資の株式会社SAKURAへ、当該指定管理業務のほぼ全業務を再委託する形式で実施させている。湯多里ランドつしまの運営に関する基本協定書第10条及び同協定の個人情報取扱特記事項第8に記載されている再委託の禁止条項に抵触する可能性が非常に高い。基本協定書及び仕様書の規定違反が疑われる状況で、指定管理料追加補正予算を可決してよいものか疑問が残る。

2、指定管理契約開始日に人員配置計画人員未達であったにもかかわらず、人員配置未達と人員配置確保、一律日割り計算であるのは不当。

受託者が対馬市へ提出した湯多里ランドつしま指定管理者事業計画書には、プール部門だけで7名の人員を配置すると記載している。湯多里ランドつしま指定管理業務仕様書、3、本業務の内容、（1）運営について、ア、人員に関すること、（ア）開館時間中は、常に適正な数の人員を配置することが規定されている。

たとえ対馬市の責めにより営業開始が遅延せざるを得なかったとしても、指定管理契約期間開始日の令和5年4月1日時点には、受託者自らが提示した人員配置にかなう人員を確保しておかなければならないと思われるが、受託者から実質再委託を受けている株式会社SAKURAの設立登記は令和5年4月6日であり、指定管理契約開始日に所定の人員は配置できておらず、プー

ル開業日7月10日直前の7月1日に送迎担当者を雇用した時点で、所定の人員配置が完了したとみなすべきだと思う。

対馬市は、指定管理料追加額の算定において、指定管理契約開始日から営業開始日7月10日までを一律日割り計算している。しかし、所定人員配置未達の期間と所定人員が確保されてからの期間とは、当然算定基準を別とすべきであり、井勘定的な算定基準による今回の追加補正予算額を認めるべきではない。

3、株式会社クリルが指定管理受託者として妥当かつ適当であるか。

株式会社クリルは、当該指定管理業務を遂行するに当たって、従業員給与の支払い遅延及び取引業者への買掛金支払い遅延を起こしており、指定管理受託者として妥当かつ適当であるかについても審議した。

対馬市は、この指定管理料追加額を、受託者が営業開始後1年間の経営実態を基に算定しており、損害が発生して1年以上、受託者は損失補償を受けていない。支払い遅延は、損失補償が遅くなったことが遠因になったとも考えられなくもない。また、支払い遅延分は既に支払い済みで、以降支払い遅延を起こしていない。また、受託者は、韓国や中国にも誘客営業を実施するなどの努力が認められ、業務の遂行も支障なく実施されていると、市役所からの説明を受けた。したがって、利用者が安心して利用できる環境確保も考慮して、受託者に指定管理契約期間満了まで委託することは妥当かつ適当であると思う。また、対馬市は経営実態に応じた補償をするため、今回の査定基準とした旨の説明を行っているが、指定管理者事業計画書の収支計画に基づいて早期に損失補償をすべきであったとの考えもある。

以上の審議内容を踏まえて、特に、上記2の所定人員配置未達の期間と所定人員配置確保後の算定基準が同一であることは、適切な補償算定基準とは認め難く、原案に反対の立場から予算の修正を求めるものであります。

続きまして、議案第52号、令和6年度対馬市一般会計補正予算（第5号）に対する修正動議、対馬市議会議長、初村久蔵様。提出者、対馬市議会議員、脇本啓喜、賛成者、対馬市議会議員、糸瀬雅之。

上記動議を、地方自治法第115条3の規定により、別紙修正案を添えて提出します。

議案第52号、令和6年度対馬市一般会計補正予算（第5号）に対する修正案。

当該補正予算原案の第1条第1項中、「2億6,353万円」を「2億4,588万4,000円」に、「344億4,327万5,000円」を「344億2,562万9,000円」に改める。

また、第1表歳入歳出予算補正の一部を配付資料のとおり改める。

なお、産業建設常任委員会の審議過程で、「この指定管理料追加予算案が認められなければ、指定管理受託者が指定管理業務から撤退する懸念があり、そうなれば利用者に御迷惑をかけかね

ない上、一時的でも営業停止となれば、施設や設備の多額なメンテナンス費用が発生することも危惧されるため、予算案を通し、閉会中の所管事務調査を実施し、減額が必要であれば、来年1月の4回目の支払い時に差し引けばよい」との提案があった。この提案は、利用者以外の市民にとっては、一般財源を一時的にでも無駄に抛出することになり、受け入れ難い。また、二元代表制の原理に照らしても、不適切な解決策と断じざるを得ない。

結論としては、指定管理事業計画書に記載された所定人員配置未達の期間と所定人員配置確保後の期間とは当然異なる算定基準にすべきであり、その区別がなされていない井勘定的な算定基準での追加補正予算額を認めるべきではない。ただし、指定管理期間開始時に市の瑕疵があり、営業停止期間が発生したことによる損害補償は当然実施すべきであり、この修正案の本意は、支払いそのものを否定するものではないことを御理解いただきたい。

したがって、まずは当該指定管理料追加予算額のみを除外する当修正案を可決し、今議会終了後、速やかに所管事務調査を実施して問題点を指摘した上で、理事者側が臨時議会を招集し、それを反映した指定管理料追加補正予算を改めて上程することが常道だと考える。

ところで、対馬市市民基本条例の第10条、議会の責務及び役割には、「議会は、法令で定めるところにより、市民の直接選挙に当たり信託を受けた議員によって構成される市政への意思決定機関であり、市政運営の監視、政策立案及び市政への提言を行うものとする」とある。議員各位おかれましては、この規定を真摯に受け止め、対馬市議会は二元代表制にのっとりて肅々と議事運営及び表決を行うのだという誇りをもって、この修正案に賛成いただきますよう、何とぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（初村 久藏君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

まず、総務文教常任委員長報告に対する質疑はありませんか。総務文教常任委員長です。

10番、小島徳重君。

○議員（10番 小島 徳重君） 今、補正予算が上がっていますが、委員長報告の中の発議第4号についてここで質疑よろしいですか。

○議長（初村 久藏君） 総務文教常任委員長の分です。

○議員（10番 小島 徳重君） 総務文教常任委員長にお尋ねをしたいと思います。発議第4号で、国境、対馬市平和の日条例についてという発議が上程されました。このことについては、総務文教常任委員会で審査した結果、継続審査とするということで、今、報告が委員長からありましたけども、この条文の内容につきまして、趣旨については委員会でも賛同するけどというふうな報告が今ありました。ただ、条文の内容については、今後まだ審査が必要というふうに受け止めたんですけども、その中で、第3条では、「市は国境、対馬市平和の日を中心とした事業を実

施する」という条文になっています。それから第4条では、「この条例は、施行に関し必要な事項は市長が別に定める」と条文にありますよね。それで、この条例案が上程されるまでの間に、発議者のほうでは、市のほうと協議された上でこういう条文を提案されたのかどうかということ、まず確認をしたいと思います。

そして、その上で事業を実施するに於ける予算を含め、市との協議を重ねた上で、委員会としても慎重に審査するというのが委員長報告ですけども、この委員長報告の内容からすると、市と事前に発議者が協議されたのかどうかというのが十分に分からないんですね。まず、そのことを確認をしたいと思います。

そして、総務部長が総務文教常任委員会に出席をされましたね。そして、市としての考え方を、意見を述べられたんですけども、その内容については、ここには報告はあっていないんですけども、委員長のほうからそのことについても報告をいただいたら、私どもは継続審査となったことが理解できるんですけど、そのことについて確認をしたいと思います。

○議長（初村 久藏君） 委員長、陶山荘太郎君。

○議員（2番 陶山 荘太郎君） 小島議員の質問に対して御回答いたします。

まず、発議者が市との協議をしたのかということにつきましては、委員会では十分な回答は求めておりません。そして、総務部長の出席を求めて御意見を聞いた内容につきましては、第1条中の条例は永続的なものであり、趣旨以外の条文については、今後検討していくということであります。11月2日の明確な説明につきましても、今後どういう、元寇の襲来の日となるんですけども、そこも今後、文献等で協議する必要があるのではないかという説明を受けました。予算的なものにつきましても、どういう事業をするのか、そして、市長がどういうことを定めるのかというところについても、今後の協議の内容となるとと思います。

あと、「非核・平和」宣言との兼ね合いも含めて、ある程度市民の同意もいただかなければいけないんじゃないかというような内容の説明を受けました。

以上です。

○議長（初村 久藏君） 10番、小島徳重君。

○議員（10番 小島 徳重君） 結構時間かけて、このことについては審査されたというふうに受け止めております。それで、今、委員長報告があったように、継続して審査するということについては、私もそれが適切であるというふうに考えます。

ただ、個人の意見とか主張でこれ出されるんじゃないくて、やはり対馬市議会の中で協議して、そして、市の条例としてこれが成立するためには、今、委員長報告にあったように、もう少し具体的なことを十分に審査していただきたいなというふうに思います。

その中で、日付については結構いろんな、歴史的な元寇の日のやり取りはあったみたいですが、

条文の中の文言で気になったのが、こういうふうな文言がありましたけども、「イスラエル、それからウクライナ戦争等」という文言がありましたけども、歴史的な日付の確認もそうですけど、この文言についても、市の条例として成立させるためには、十分な吟味が必要じゃないかなというふうに思います。一般的に日本国政府が言っている紛争等のことについては、「ロシアによるウクライナ侵略」という言葉、あるいは「侵攻」という言葉で英語でも外国にも発されております。それから、イスラエルのことについては、「パレスチナとイスラエルの紛争」というふうな文言が国際的な一般的な用語として使われていると思います。だから、その辺りについても、発議者のほうではそこまで熟慮に熟慮を重ねて出されたんでしょうけど、やっぱりその辺りは、今後、十分に委員会でも練っていただきたいなというふうに思います。

ということで、一応これは私の委員会に対する要望ということになりますけど、あとは、委員長以下、委員会のほうで十分熟慮に熟慮して成案をつくっていただきたいというふうに思います。

○議長（初村 久藏君） 委員長、陶山莊太郎君。

○議員（２番 陶山 莊太郎君） 先ほどの発言は、小島議員の総務文教常任委員会に対する御意見だということで承っております。報告書にも書いたとおり、趣旨のみの条文につきましては、今後、委員会として協議を重ねて、変更すべきものということで御理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（初村 久藏君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 質疑なしと認めます。

次に、厚生常任委員長報告に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 質疑なしと認めます。

次に、産業建設常任委員長報告、少数意見報告及び修正案に対する質疑はありませんか。

14番、小宮教義君。

○議員（14番 小宮 教義君） 委員長報告について、この補正の、議案第52号の分ですか。

これについては、本議会で予算が計上されたときに、私のほうから7点、8点ぐらいの内容を常任委員会の審議をお願いをしておりました。本来ですと、委員長報告について質疑をするというのは私の本意ではございませんが、先ほど何点が質疑をしておりましたので、それを総括して、1点だけお尋ねをさせていただきたいと思います。

今回の委員長報告の中で、この湯多里ランドつしまの営業再開に遅れたのは、市側にも一定の瑕疵があるというふうな報告をなされております。それで、この補正の議案第52号については、本議会のときにもちょっと説明しましたが、この内容はこのように書いてあるんですけども、

「工事延長等及び必要な設備等に起因した休業分の減給補充として」ということで、「指定管理協定第18条第3項に基づき指定管理料の増額をする」というふうに明記してあるんですが、第18条3項というのは十分審議されたと思うんですけども、このように明記してあるんですよ。

「年度協定書で定める指定管理料の額は、令和4年度中に乙が甲に提出した本業務に関わる収支計画書に示された当該年度の指定管理料を上限として定めることとし、当該年度における本業務の実施に要した経費及び利用料金、その他の収入に増減があっても、増額又は減額しないものとする。ただし、乙の責めに帰することができない理由により」と。要するに、指定管理者にその責任がないと認められる場合には、経費及び利用料金、その他の収入について協議をすることができるというふうに明記してあるんですが、今回の報告書の、先ほど申しました湯多里ランドつしま営業に一定の、遅れたのは、市にも一定の瑕疵があると。確かに今回は、プールの分と温泉施設の分があります。温泉施設の分は工事が遅れた。これは市に一定の瑕疵があるわけですが、ただ、プールについて、今回は4月1日から始まるものが7月1日まで延びて、約91日間ですか。この分の補償というのが入っておるんですけども、じゃあ、プールは、これに説明があって、一定の瑕疵があるということになっておるんですが、プールについてどのような瑕疵があったのでしょうかね。その1点だけなんですけどね。

○議長（初村 久藏君） 委員長、坂本充弘君。

○議員（5番 坂本 充弘君） 市が指定管理者から機械設備等のメンテナンス及び施設の十分な清掃等、これが実施されておらなかったということで、利用者の安心、安全の担保ができていなかった。また、機械設備不備による休止のリスク等も高く、安定的な運営が困難との申し入れがあっておりました。市は、安心、安全の再点検については、利用者の満足度に直結する衛生環境の強化及び設備の故障リスクの低下にもつながるとともに、こういう機械のトラブルによる休止のリスクの低下、修繕料のコストの削減、円滑な運営の強化にもつながると認識しております。観光客や並びに市民の皆様の利便性の向上に資するものであり、市は、安全の再点検及び円滑な施設運営の強化のために、設備点検やメンテナンスを実施することを協議して、開業日を延期することを決定されたということでもあります。本来なら、やっぱり4月1日から管理者にお願いするということになっておりますが、こういうメンテナンスや設備点検、これはもう小宮議員も御承知のとおり、ものすごい大きな施設でございます。そして、点検等にも十分な期間と責任がありますので、衛生面、いろいろな面でやっぱり新しい指定管理者も完全なお客さんを招致するまでには、本当に点検を、ものすごく重要な観点を考えておられます。こういう減収の休業期間における人権費を減額するのであれば、やっぱり市の決定により実施した安心、安全のための再点検及び円滑な施設運営の強化のためにメンテナンスに要した費用、これを心配をしているということでございますが、本委員会において令和5年4月1日から令和10年3月31日までの指定

期間における湯多里ランドつしまの管理運営に関する基本協定書では、先ほど言われました第18条第3項において、指定管理者の責めに帰すことができない事由によって経費及び利用料金、その他の収入に急激な増減があった場合は、協議の上に指定管理料を増減できる旨の規定があること及び、減収補填額の算定積算方法については、通常収支計画に基づいて積算されますけれども、（「分かりました」と呼ぶ者あり）この収支実績において、この差がもう5,800万円と大きな差になってくるわけですね。（「分かりました」と呼ぶ者あり）そういうことで、実績から積算をされておりますので、この方法が現実的な適正な数字根拠であるということを報告を受けております。

○議長（初村 久藏君） 14番、小宮教義君。

○議員（14番 小宮 教義君） 私が問わんとするのは瑕疵があるかないかということなんですけれども、瑕疵があると。その要因というのは、メンテ関係だというふうな報告書ですよ。分かりました。

それで、瑕疵が発生する時点というのが自然と起こるわけですが、いろいろな取決めがいっぱいあるじゃないですか。その中で瑕疵がどのような形で発生するかということも、重要な規定の要因だと思うんですよ。

先ほどの協定書の、これは、第9条にはこのように書いてあるんですよ。この物事の順序なんですけどね。順序としては、本協定書、この協定書、そして募集要項、これは市が出す要項なんですけど、そして、提案者の提案書というのが、この解釈の順で解釈を優先するということなんです。順番は、先ほどの順番で物事は解釈をするという点があるんですね。では、この募集要項と提案書についてどういうふうな始まりがあるのかというと、この募集要項にはこのように明記してあります。よろしいですか。これは募集をするときですね、皆様に。温泉施設の営業についてということなんですけど、そして、もう一つは、プールの施設の営業についてという。温泉施設は工事をしとったんで、いろいろな問題が発生してもしかるべきだと思うけども、プール施設の営業についてということで、これは、市が皆さんに公募したときに、令和5年4月1日から令和10年3月31日までとするというふうに明記をされております。要するに、市としては4月1日から使えるんだと。当然3月いっぱいまでは営業しておったんですから、そして、次の日から、4月1日付けから営業してくださいよというふうな募集要項なんですよ。いいですかね。

それと、相手側の指定管理者のこれは事業計画書なんですけど、この中には、このプールについては、歳入歳出の中で、プールはもう4月1日付から営業するというふうになっております。そして、この指定管理会社も非常に優秀な会社だと思慮されますけれども、なかなか計画書の中には露天風呂の完成などを入れ込んだりとか、そして、この事業者さんは既に温泉施設関係もしておられて、プール関係の営業も実際に実績がございます。そのような中で募集をかけて、4月

1日付けからするということを約束をされて事業をしておられるんです。事業をするというのは、人が要るわけですから、ある程度の人員募集の期限も考えながらするわけです。でも、実績があるということで、そういうふうなところもカバーができたんでしょう。市の募集は先ほど言ったような形でしてくださいよと言って、分かりました、やりましょうということで協定書を策定をし、4月1日からしているわけですから、そこに先ほどのプール施設関係のメンテは入っていないんですよ。だから、市には瑕疵はないんです。そのような議論もされましたか。していないなら、していないでよろしいです。

○議長（初村 久藏君） 委員長、坂本充弘君。

○議員（5番 坂本 充弘君） この補正予算の審議については、今、小宮議員の質問された点については、審議はしておりません。

○議長（初村 久藏君） 14番、小宮教義君、簡単に明瞭に質疑をしてください。

○議員（14番 小宮 教義君） 簡単に言いよるじゃないですか。簡単に言っても、このぐらい時間かかるんですよ。理解できますか。

先ほど委員長の報告の中で、メンテに時間がかかったということですけども、よろしいですか。この委員会資料、これは産業建設常任委員会の資料ですね。これは18日の審議資料ですよ。その中に、指定管理者による設置のメンテをしたんだとして、そして、下のほうは米印が入っとるんですが、点検及びメンテ等の作業にかかる委託料は支出はしていないということなんですよ。物事というのは、例えば、瑕疵があった場合、例えば、個人が車を運転して事故を起こした場合は、個人に瑕疵があるわけですから、当然その代謝を払わなければいけないんですよ。瑕疵があればですよ。でも、これは、お金払っていませんよということであれば、市には瑕疵がないんですよ。法的な位置づけがあれば、必ずそれも含めて市が瑕疵の分を負担する。これが法律なんですよ。これからしても市は瑕疵は認めていないわけですから、そのようなところも審議をされましたか。この文書を頂いたんですから、審議していないなら、していないという返事で十分です。以上。

○議長（初村 久藏君） 委員長、坂本充弘君。

○議員（5番 坂本 充弘君） その点については、審議はしておりません。ただ、その指定管理者との協議によりまして、その経費分と相殺することによって協議がなされているという報告は受けております。

○議長（初村 久藏君） 14番、小宮教義君。

○議員（14番 小宮 教義君） 今回の問題は、4月1日付でプールをオープンしなければいけないのを、7月の10日まで延びた。延びたのはいいんだけども、その分の4月1日付から営業するというので、赤字の分も含めて、市は6,000万以上のお金を払っているんですよ。今

回は営業をしていないけども払ったけれども、しかし、4月1日付からの90日の分もまたどうでしょうかというお話なんです。二重に払うということになるので、それが大きな問題だと思います。そういうところは多分審議はしておられないと思いますが、これは皆様の御理解をいただければと思います。

以上です。

○議長（初村 久藏君） ほかに質疑はありませんか。13番、波田政和君。

○議員（13番 波田 政和君） それでは、小宮議員に引き続いて、瑕疵についてもう少し掘り下げてみたいと思います。

委員長報告に対して、非常に興味のある数字が出ておりましたので、従来の積算方法よりも4,000万円一般財源を圧縮するんだと報告がありましたよね。これ非常に関心が高いんですよ。なぜ言いますと、過去からかなり安くはやってきているんですけども、今までそれに気づかなかったのか。今回は1,000万円、2,000万円の事で、皆さん知識人が説明があつておりますが、そういうことを考えたときに、瑕疵についてというのは、常に執行側といいますか、そちらが真剣にいつもやっとするはずなんです。そればってん、この話に報告によりますと、委員長、4,000万円の削減ができるということについて、我々チェック側はここを真剣に、本当にそうなるのかどうか精査なされたかどうかを、委員長、ひとつ答えてください。

○議長（初村 久藏君） 委員長、坂本充弘君。

○議員（5番 坂本 充弘君） 本来ならば、事業計画の金額で積算をするというのが通常の習わしでございますけれども、今回の補正予算のことについては、1年間の事業実績を基に、少ない金額のやり方で補正予算の算定を出しておりますので、そういう差額が出ているということの説明を受けております。

以上です。

○議長（初村 久藏君） 13番、波田政和君。

○議員（13番 波田 政和君） 分かりました。捉え方だと思うんですけども、私が今お話ししたのは、委員会としてそういう大きな金額が圧縮できるという報告でございましたので、それなら、そこについて、従来とまた今回との比較検討をなされて報告があつてもよかったのかなと思うとこの提案でございますので、決して委員長に瑕疵があると言っているわけではございませんからね。その辺を明確になされることが、いろいろ指定管理についても、これから圧縮できることは、チェック側として圧縮をする提案をするべきであると思うからお尋ねしましたので、今後ともよろしく願いしておきます。

以上です。

○議長（初村 久藏君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） これで質疑は終わります。

これから、2件について討論、採決を行います。

まず、議案第52号、令和6年度対馬市一般会計補正予算（第5号）の原案について討論を行います。原案に対する賛成者の討論を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 次に、修正案に対して討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 討論なしと認め、採決します。

まず、本件に対する脇本啓喜君ほか1名から提出されております修正案について、起立によって採決します。本修正案について賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（初村 久藏君） 起立少数です。修正案は否決されました。

次に、原案について採決します。

本件に対する各委員長の審査報告は、いずれも可決であります。

本件は、委員長の審査報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（初村 久藏君） 起立多数です。本件は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第58号、対馬市公園等設置条例の一部を改正する条例について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 討論なしと認め、採決します。

本件に対する委員長の審査報告は、可決であります。

お諮りします。本件は委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 異議なしと認めます。本件は、委員長報告のとおり可決されました。

暫時休憩します。再開を11時20分からいたします。

午前11時10分休憩

午前11時20分再開

○議長（初村 久藏君） 再開します。

日程第3. 請願第1号

日程第4. 請願第2号

○議長（初村 久藏君） 日程第3、請願第1号、義務教育費国庫負担制度負担率の引き上げをはかるための、2025年度政府予算に係る意見書採択の請願について及び日程第4、請願第2号、ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、2025年度政府予算に係る意見書採択の請願についての2件を一括議題とします。

2件は総務文教常任委員会に付託しておりましたので、委員長の審査報告を求めます。総務文教常任委員長、陶山荘太郎君。

○議員（2番 陶山 荘太郎君） それでは、総務文教常任委員会の審査報告を行います。

本委員会に付託されました案件は、請願第1号及び請願第2号の2件であります。

請願第1号、義務教育費国庫負担制度負担率の引き上げをはかるための、2025年度政府予算に係る意見書採択の請願について。学校現場では、貧困・いじめ・不登校・教職員の長時間労働や未配置などの課題が山積みしており、子どもたちのゆたかな学びを保障するための教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況となっています。ゆたかな学びや学校の働き方改革を実現するためには、加配教員の増員や少数職種の配置増など、教職員定数改善が不可欠です。

一方、厳しい財政状況の中、独自財源により人的措置等を行っている自治体もありますが、自治体間の教育格差が生じることは大きな問題です。義務教育費国庫負担制度については、小泉政権下の「三位一体改革」の中で国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられました。国の施策として定数改善に向けた財源保障をし、子どもたちが全国のどこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請です。ゆたかな子どもの学びを保障するための条件整備は不可欠です。

こうした観点から、「教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、地方財政を確保した上で義務教育費国庫負担制度の負担割合を引き上げること」を国に求める請願の趣旨は、十分理解できるものであります。

次に、請願第2号、ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、2025年度政府予算に係る意見書採択の請願について。2021年度の法改正により、小学校の学級編制標準は、段階的に35人に引き下げられ、計画どおりに進捗すれば、2025年度に完了となります。今後は、小学校にとどまることなく、中学校・高等学校での早期実現と、きめ細かい教育活動をするために、さらなる学級編制標準の引下げ、小人数学級の実現が必要です。

特に対馬市では、児童生徒の減少により、複式学級が増加傾向にあります。複式学級は、学年差・能力差に応じた指導や個への配慮が行き渡らず、児童生徒の学力保障が困難です。そこで、

複式学級の標準についても引き下げる必要があります。

また、学校現場では、貧困・いじめ・不登校・教職員の長時間労働や未配置などの課題が山積みしており、子どもたちの豊かな学びを保障するための教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況となっています。ゆたかな学びや学校の働き方改革を実現するためには、加配教員の増員や少数職種の配置増など、教職員定数改善が不可欠です。

こうした観点から、「中学校・高等学校での35人学級を早急に実施すること。また、さらなる少人数学級について検討すること。加えて、複式学級の標準についての引下げを検討すること」、「自治体で国の標準を下回る学級編制基準の弾力的運用の実施ができるよう、加配の削減は行わないこと」、「学校の働き方改革、長時間労働是正を実現するため、加配教員の増員や少数職種の配置増など教職員定数改善を推進すること」、「教職員の処遇について、新規採用を持続的に確保し、専門性を発揮し意欲を持って働くことができるよう、改善に必要な財政措置を講じること」、「新卒者の就業機会や教職員の年齢構成のバランスの確保等の観点を十分に考慮し、全ての自治体で定年引上げ中に教職員の安定的な新規採用ができるよう、定数加配措置をはじめとした必要な財源措置を講じること」の5点を国に求める請願の趣旨は、十分理解できるものがあります。

採決の結果、請願第1号及び請願第2号は、賛成多数により採択すべきものと決定いたしました。

以上で、総務文教常任委員会の審査報告といたします。

○議長（初村 久蔵君） 報告が終わりました。

これから、報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久蔵君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これから、各案ごとに討論、採決を行います。

まず、請願第1号、義務教育費国庫負担制度負担率の引き上げをはかるための、2025年度政府予算に係る意見書採択の請願について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久蔵君） 討論なしと認め、採決します。

本件に対する委員長の審査報告は、採択であります。

本件は、委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久蔵君） 異議なしと認めます。本件は、委員長報告のとおり採択することに決定しました。

次に、請願第2号、ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、2025年度政府予算に係る意見書採択の請願について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 討論なしと認め、採決します。

本件に対する委員長の審査報告は、採択であります。

本件は、委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 異議なしと認めます。本件は、委員長報告のとおり採決することに決定しました。

日程第5. 報告第11号

○議長（初村 久藏君） 日程第5、報告第11号、令和5事業年度一般財団法人対馬市国際交流協会経営状況の報告を議題とします。

提案理由の説明を求めます。観光交流商工部長、阿比留忠明君。

○観光交流商工部長（阿比留 忠明君） ただいま議題となりました報告第11号、令和5事業年度一般財団法人対馬市国際交流協会経営状況報告について御説明申し上げます。

当協会は、対馬と海外諸国との友好親善と地域国際化の推進を目的とし、国際交流及び国際協力に関する事業を展開しております。

主な事業としまして、韓国内における対馬の総合窓口として、釜山広域市に釜山事務所を設置し、2人の職員を雇用、韓国での観光PR事業、各種交流事業等に対する連絡調整及び通訳業務などを行っております。

今回、令和5事業年度決算の事務処理に時間を要し、手続が遅れたため、報告が本日になりましたこととお詫び申し上げます。

以上で、報告を終わります。

○議長（初村 久藏君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

以上で、報告第11号の報告は終わります。

日程第6. 発議第5号

○議長（初村 久藏君） 日程第6、発議第5号、長崎県指定有形文化財【観世音菩薩坐像】の早

期返還を求める決議を議題とします。

提出者の説明を求めます。１７番、作元義文君。

○議員（１７番 作元 義文君） ただいま議題となりました発議第５号、長崎県指定有形文化財【観世音菩薩坐像】の早期返還を求める決議について、提案理由を御説明申し上げます。

これが、その観世音菩薩坐像の写真です。

それでは、発議文を読み上げ、説明に代えさせていただきます。

発議第５号、令和６年９月２６日、対馬市議会議長、初村久藏様。提出者、対馬市議会議員、作元義文、賛成者、同、陶山莊太郎、同、島居真吾、同、坂本充弘。

長崎県指定有形文化財【観世音菩薩坐像】の早期返還を求める決議。

上記の議案を、別紙のとおり、会議規則第１４条第１項の規定により提出します。

長崎県指定有形文化財【観世音菩薩坐像】の早期返還を求める決議（案）。

２０１２年１０月、長崎県対馬市豊玉町小綱の観音寺で盗難された長崎県指定有形文化財「観世音菩薩坐像」は昨年２０２３年１０月２６日、最高裁（大法院）において浮石寺の上告を棄却する最終判決に至った。その間約１０年間という長い年月を要した、大法院判決により、観音寺の所有権が公的に認められ、対馬市民は速やかなる返還がなされていると思っていた。しかし約１年を経過しようとする今日においても、実現を見ることが出来ない。

本市議会は、日本政府関係者に対し要望書など数回に渡り仏像の早期返還をお願いしてきた。国境離島対馬市と韓国は約４９．５kmの隣国にあり古来、朝鮮王国時代より交流を深めてきた。近年は、対馬への韓国人観光客は３年前の４１万人に迫ろうとしている。

民間人の交流は、日韓友好の基本といえる。

よって、本市議会は対馬市民の財産であり、市民の心の拠り所とする仏像の早期返還を韓国政府関係者に強く求めることを決議する。

令和６年９月２６日、長崎県対馬市議会。

宛先、駐日本国大韓民国大使、在福岡大韓民国総領事。

以上のとおりであります。御賛同賜りますようよろしくお願いをいたします。

○議長（初村 久藏君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。本件は、委員会への付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 異議なしと認めます。本件は、委員会への付託を省略することに決定し

ました。

これから討論、採決を行います。

発議第5号、長崎県指定有形文化財【観世音菩薩坐像】の早期返還を求める決議について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 討論なしと認め、採決します。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 異議なしと認めます。本件は、原案のとおり可決されました。

日程第7. 発議第6号

○議長（初村 久藏君） 日程第7、発議第6号、総合的な防衛体制の強化に資する特定利用空港・港湾への指定を求める意見書を議題とします。

提出者の趣旨説明を求めます。2番、陶山荘太郎君。

○議員（2番 陶山 荘太郎君） ただいま議案となりました発議第6号、総合的な防衛体制の強化に資する特定利用空港・港湾への指定を求める意見書について、提案理由を説明いたします。

まず、特定利用空港・港湾とは、自衛隊と海上保安庁の有事使用に備え、政府が施設管理者との間で円滑的な利用に関する枠組みを結んだ空港・港湾であり、民間利用を主としつつ、自衛隊、海上保安庁による国民保護の対応、平素の訓練、有事の際の利用・配備を目的として、必要な整備や既存事業の推進を図るものであります。あくまでも、平時における空港・港湾の利用を対象としたもので、武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態における空港・港湾の利用調整は、武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律などに基づいて行われますので、誤解のないようお願いいたします。

また、意見書にある安全保障の動向については、私見ではなく、国家安全保障戦略に記載されているものを抜粋したものであります。

そして、本意見書は、令和6年8月26日に起こった中国軍情報収集機の長崎県男女群島沖の領空侵犯及び、9月23日のロシア軍哨戒機の北海道礼文島付近における3回にわたっての領空侵犯を含め、最近の日本海、東シナ海における情勢の悪化を踏まえた上で提案いたします。

それでは、説明をさせていただきます。

発議第6号、令和6年9月26日、対馬市議会議長、初村久藏様。提案者、対馬市議会議員、陶山荘太郎、賛成者、対馬市議会議員、船越洋一、同、上野洋次郎。

総合的な防衛体制の強化に資する特定利用空港・港湾への指定を求める意見書。

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第41条第1項の規定により提出します。

総合的な防衛体制の強化に資する特定利用空港・港湾への指定を求める意見書（案）。

国境離島の対馬は、朝鮮半島から約49.5kmの距離にあり、大陸と九州本土を結ぶ線とロシアが面する日本海から、中国が面する東シナ海を結ぶ線が交差する我が国の防衛上、大変に緊要な地点に位置している。

対馬周辺地域での安全保障上の動向については、中国は、我が国の尖閣諸島周辺での領海侵犯・領空侵犯を含め、東シナ海及び南シナ海の海空域力において、力による一方的な現状変更の試みを強化している。

ロシアは、ウクライナ侵略等、自国の安全保障上の目的達成のために、軍事力に訴える姿勢は顕著であり、我が国周辺においても軍事活動を活発化させている。

朝鮮半島においては、韓国と北朝鮮との大規模な軍事力が対峙している。また、北朝鮮は、かつてない高い頻度で、新たな態様での弾道ミサイルの発射等を繰り返し、急速にその能力を増強しており、従前よりも一層重大かつ差し迫った脅威となっている。

そして、中国とロシアの周辺地域における継続的な共同演習・訓練の実施、ロシアと北朝鮮の包括的戦略パートナーシップ条約締結など、軍事面における相互連携が強化されており、我が国の安全保障上の強い懸念であるとともに、緊迫度も増している。

このような動向を踏まえると、朝鮮半島における緊急事態発生時に備えて、在韓邦人の輸送及び国民保護法における避難措置のため、陸・海・空の自衛隊及び海上保安部が所在する対馬の防衛基盤の整備は、急務であると考えます。

よって、対馬の港湾・空港を総合的な防衛体制の強化に資する「特定利用空港・港湾」への指定を求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和6年9月26日、長崎県対馬市議会。

提出先、内閣官房長官様、国土交通大臣様、防衛大臣様。

以上で、提案理由の説明を終わります。御審議の上、御賛同いただきますようお願いいたします。

○議長（初村 久藏君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。9番、脇本啓喜君。

○議員（9番 脇本 啓喜君） 今、報告の中で、メリットについて、この特定空港・港湾に設定することについて、私が聞く限りは、メリット、具体的なものは、国の防衛力の整備ということと、あと、在韓邦人の保護ということが上がっていたと思いますが、対馬市議会がこれを出す上で、対馬市民にとってのメリットは何になるのか、何かあるのか。また逆に、いろんな物事そう

なんですが、メリットだけでなくデメリットもあると思うんですが、想定されるデメリットはないのか。その辺りをお聞かせください。

○議長（初村 久藏君） 2番、陶山莊太郎君。

○議員（2番 陶山 莊太郎君） 脇本議員の質問についてお答えします。

まず、メリットにつきましては、これに指定されることにより、予算が編成、幾らかあるということは、国の空港の特性により整備を実施するということがありますので、今、滑走路の延長や、あとは、空港においては、今は管制塔の機能がありませんので、その機能も増強される可能性もあります。あと、エプロンの強化とか、そういうことについてが国の示す指針には載っております。でも、どのような整備がされるかということは、この時点においては、私のほうからは発言することができません。

デメリットにつきましては、ネット上では、これに指定されることにより攻撃目標になるのではないかと、そういう意見もありますけども、先ほど意見書の中であったとおり、事態が緊迫してくる状態になれば、先ほど意見書にも訴えたとおり、武力事態対処における特定公共施設等の利用に関する法律とか、そこで指定されますので、あくまでもこれは、平時において自衛隊及び海上保安庁が利用するための整備、あと、民間利用を主としつつ、そういう整備を行うという規定の中で組まれた枠組みでありますので、その点、御理解いただければと思います。

以上です。

○議長（初村 久藏君） 9番、脇本啓喜君。

○議員（9番 脇本 啓喜君） メリットの中で、先ほど詳しくは述べられていなかったんですが、空港の整備予算が増加される可能性もあるということが一つ。これは市民にとってもメリットというふうに、一つは言えるかもしれないなというふうに思いました。逆に、平時において使うというふうに言われたんですが、それでは、先ほど言った在韓邦人の保護をするためというメリットというのと少し矛盾するような気がするなというのを受けました。

先ほど、ネット上では攻撃対象に一つなるんじゃないかという心配も書かれていると。それが正しいか正しくないかというよりも、この発議が出て、市民も知るところに初めてなったと思うんですね。こういう特定空港、特定港湾への指定を求める意見書が出ているということで。やはりネット上でそういうふうな不安をかき立てるようなものを市民が見た際、これに賛成していいのかどうなのか。もう市議会だけで決めてしまったという形になるのが一つ懸念されるなというふうに思いますが、その辺り、提案者として市民のほうの不安を解消する方法、何か手だては考えていらっしゃるのかお聞かせください。

○議長（初村 久藏君） 2番、陶山莊太郎君。

○議員（2番 陶山 莊太郎君） 先ほどの質問につきまして、メリットというところについては、

国境離島審議会においても、空港の滑走路延伸とか、そういうところは必要であるという結論が出ておりますので、そういうところを、今後この指定において推進できるのではないかと考えております。

そして、この指定につきましては、まず、施設等の管理者、港湾・空港におきましては、恐らく県になると思います。県と国が協議し、その協議事項について、県も地方自治体、長崎県は既に長崎空港、そして福江空港が指定されております。県議会においても、県側の回答の中で、自治体を含めて今後の訓練の実施等については協議をしていくという回答もあっておりますので、今の時点で私が、市民が求めるものであるかというのは、滑走路の延長とか、空港が、港湾が平時、平時ちゅうか、今の利用においても利用しやすくなるということであるぐらいしか発言することができません。

以上です。

○議長（初村 久藏君） 10番、小島徳重君。

○議員（10番 小島 徳重君） 今、発議者の説明を聞いている中で、脇本議員からの質問の中でもあったんですけども、メリット、デメリットあると思います。それは、いろいろやっぱり十分考えなきゃいけないと思うんですが、その前に、今、陶山議員からの説明のあった中で、港にしても、厳原港にしても、対馬空港にしても、管理者である県との意見調整とか、打診とか、その辺りはなされたかとかということを、まず確認したいと思います。

それから、もちろん行政として、対馬市との事前の意見交換なり、そういう調整とかいうことはなされたかどうか確認したいと思います。これは、脇本議員が今、尋ねた市民への情報提供とか、あるいは市民の意向とかという、そういう意味でも大切な点ではないかなと思いますので、県あるいは市との事前の調整とか、意見聴取とかはいかがかということを確認したいと思います。

○議長（初村 久藏君） 2番、陶山荘太郎君。

○議員（2番 陶山 荘太郎君） 小島議員の御質問にお答えします。

まず、協議につきましては、口頭での協議はしておりませんが、この意見書の文面、そして提案理由の説明につきましては、事前に市及び振興局ですけども、振興局のほうには提出はしております。

以上です。

○議長（初村 久藏君） 10番、小島徳重君。

○議員（10番 小島 徳重君） 一応意見書の文案については、市にも県にも提示したということとで聞きましたけども、その辺りで意見交換とか、市・県の意向とかというようなことの確認等はあったのかなのか、その辺りいかがですか。提出だけで終わっているんですか。

○議長（初村 久藏君） 2番、陶山荘太郎君。

○議員（２番 陶山 莊太郎君） 施設管理者である県には、提出した際に、この文面で問題があれば御連絡をいただけますかという問いかけはしておりますが、それに対する回答はあっておりません。

以上です。

○議長（初村 久藏君） ほかに質疑はありませんか。１１番、黒田昭雄君。

○議員（１１番 黒田 昭雄君） 反対するわけではないんですけども、一点、市民との合意形成という部分でちょっと気になるので、この点だけちょっと提案者に質問をさせていただきたいと思います。

この特定利用空港・港湾は、一回、私の認識では国から提案をされて、それで、市民の合意形成ですかね、それを得て初めて指定ということになると思うんですけども、今回いろいろなこととの調整、特に市民との合意形成を図らずに意見書を可決したとしますけれども、可決すれば、それをそのまま国が鵜呑みにして、候補また指定の方向に動くかどうかは分からないにしても、もし国がオーケーしたということで、対馬空港あたりをその候補に挙げたとして、市民のほうが全く合意形成もなく、議会が独断で可決したということだったら、後で市民からお叱りを受ける可能性は非常にあると思うんですけども、そここのところの考えというか、お聞かせください。

○議長（初村 久藏君） ２番、陶山莊太郎君。

○議員（２番 陶山 莊太郎君） 黒田議員の質問についてお答えします。

まず、この特定利用空港・港湾に指定する中で、国と施設管理者との中で、円滑的な利用に関する枠組みというところの協定を結びます。その内容につきましては、概略ですけども、「インフラ管理者は、平素より自衛隊、海上保安庁が訓練等で円滑に空港や港湾を利用できるよう、関係法令等を踏まえ適切に対応すること。訓練等以外でも、緊急時には関係者間で連携し、柔軟かつ迅速に施設を利用できるように努めること。具体的な運用については、関係者間で連絡調整体制を構築し、意見交換を行っていくこと」という枠組みがあります。その中で、国からもし特定利用空港・港湾に指定された場合につきましては、３つ目の事項の「具体的な運用については、関係者間での連絡調整体制を構築し、意見交換を行っていく」という枠組みの中で、県も各自治体と連携しながら調整に入っていくと思います。

そして、先ほど、メリット、メリットということで皆さんおっしゃる中で、一番のメリットは、日本国民と対馬市民を守るため、安全を確保するために指定をするというところが、一番のメリットであるんじゃないかと私は考えます。

以上です。

○議長（初村 久藏君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。本件は、委員会への付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 異議なしと認めます。本件は、委員会への付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。

まず、本件に反対者の発言を許します。9番、脇本啓喜君。

○議員（9番 脇本 啓喜君） 総合的な防衛体制の強化に資する特定利用空港・港湾への指定を求める意見書（案）に対する反対討論。

当該意見書（案）の趣旨につきましては、指定される空港・港湾の整備促進につながる可能性が増す。有事の際の邦人の避難措置にも資するなど、一部理解できる点はあるものの、以下の理由から反対の立場から討論いたします。

（1）議会への当該意見書案の趣旨及びその必要性に関する情報提供が不十分なまま議会上程するやり方は、乱暴な手法で到底承服できません。

（2）また、空港・港湾の管理主体は長崎県ではあるものの、所在地である対馬市理事者側との調整も十分には実施されていない状況で上程していることも遺憾です。

（3）この意見書（案）は、有事の際には軍関連施設の性質を持つとも捉えられかねず、攻撃対象となる危険性が増すのではないかと心配する市民は少なくないと思われます。そのようなデメリットを惹起させる意見書を上程する上で最も重要なのは、市民の御理解醸成に努めることだと思います。まずは、市民に対馬市内に特定利用空港・港湾への指定を求める重要性並びに必要性を教宣して、ある程度のコンセンサスを得られたと判断なされた時点で、改めてこの意見書を上程すべきだと思います。

対馬市市民基本条例第10条第2項には、議会の責務及び役割が次のように規定されています。「議会は、市民に開かれた議会運営を行い、地域課題及び市民の意見を把握し、並びに総合的な視点に立って調査研究を行うとともに、市民の意見を市政に反映させるよう努めなくてはならない」。市民基本条例のこの規定に照らせば、当該意見書（案）は、対馬市及び市民への提案趣旨周知が不十分であり、意見書を上程する環境づくりが未成熟であると思われます。

議員各位におかれましては、以上の反対理由を御考察賜り、当該意見書に対して不採択の判断をいただきますようよろしくお願い申し上げ、反対討論を終わります。

○議長（初村 久藏君） 次に、賛成者の発言を許します。11番、小宮教義君。

○議員（14番 小宮 教義君） 私は本議案については賛成でありますので、賛成の立場で話をさせていただきます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 討論なしと認め、採決します。

この採決は起立によって行います。

発議第6号、総合的な防衛体制の強化に資する特定利用空港・港湾への指定を求める意見書は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（初村 久藏君） 起立多数です。本件は、原案のとおり可決されました。

続けて行っているですかね。（発言するものあり）

日程第8. 委員会の閉会中の継続審査について

○議長（初村 久藏君） 日程第8、委員会の閉会中の継続審査についてを議題とします。

決算審査特別委員会3常任委員会において審査中の事件であります認定第1号、令和5年度対馬市一般会計歳入歳出決算の認定についてから認定第8号、令和5年度対馬市水道事業会計決算の認定についてまでの8件及び発議第4号、国境、対馬市平和の日条例につきましては、配付しておりますとおり、継続審査の申出の提出があっております。

お諮りします。各委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることにしたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 異議なしと認めます。9件は、各委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

議事運営の都合により暫時休憩します。着席のまましばらくお待ちください。

午後0時12分休憩

午後0時12分再開

○議長（初村 久藏君） 再開します。

お諮りします。ただいま、陶山荘太郎君ほかから、発議第7号、義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書及び発議第8号、少人数学級・教職員定数の改善に係る意見書が提出されました。

2件を日程に追加し、追加日程第1及び追加日程第2として直ちに議題としたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 異議なしと認めます。発議第7号及び発議第8号の2件を日程に追加し、追加日程第1及び追加日程第2として直ちに議題とすることに決定しました。

追加日程第1．発議第7号

追加日程第2．発議第8号

○議長（初村 久藏君） 追加日程第1、発議第7号、義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書及び、追加日程第2、発議第8号、少人数学級・教職員定数の改善に係る意見書の2件を一括議題とします。

提出者の趣旨説明を求めます。2番、陶山荘太郎君。

○議員（2番 陶山 荘太郎君） ただいま一括議題となりました発議第7号、義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書、発議第8号、少人数学級・教職員定数の改善に係る意見書の2件について、提案理由を御説明申し上げます。

それでは、発議文を読み上げ、説明に代えさせていただきます。

発議第7号、令和6年9月26日、対馬市議会議員、初村久藏様。提出者、対馬市議会議員、陶山荘太郎、賛成者、対馬市議会議員、島居真吾、同、坂本充弘。

義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書。

上記の議案を、別紙のとおり、会議規則第14条第1項の規定により提出します。

義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書（案）。

学校現場では、貧困・いじめ・不登校・教職員の長時間労働や未配置など解決すべき課題が山積しており、子どもたちのゆたかな学びを保障するための教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況となっています。ゆたかな学びや学校の働き方改革を実現するためには、加配教員の増員や少数職種の配置増など教職員定数改善が不可欠です。

一方、厳しい財政環境の中、独自財源により人的措置等を行っている自治体もありますが、自治体間の教育格差が生じることは大きな問題です。義務教育費国庫負担制度については、小泉政権下の「三位一体改革」の中で国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられました。国の施策として定数改善にむけた財源保障をし、子どもたちが全国どこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請です。ゆたかな子どもの学びを保障するための条件整備は不可欠です。

よって、国会及び政府におかれては、地方教育行政の実情を十分に認識され、地方自治体が計画的に教育行政を進めることができるように、下記の措置を講じられるよう強く要請します。

記。

1. 教育の機会均等と水準の維持向上をはかるため、地方財政を確保した上で義務教育費国庫負担制度の負担割合を引き上げること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和6年9月26日、長崎県対馬市議会。

提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、文部科学大臣。

以上のとおりであります。

続きまして、発議第8号、少人数学級・教職員定数の改善に係る意見書について、提案理由を御説明申し上げます。

それでは、発議文を読み上げ、説明に代えさせていただきます。

発議第8号、令和6年9月26日、対馬市議会議長、初村久藏様。提出者、対馬市議会議員、陶山荘太郎、賛成者、対馬市議会議員、島居真吾、同、坂本充弘。

少人数学級・教職員定数の改善に係る意見書。

上記の議案を、別紙のとおり、会議規則第14条第1項の規定により提出します。

少人数学級・教職員定数の改善に係る意見書（案）。

2021年の法改正により、小学校の学級編制標準は段階的に35人に引き下げられ、計画通りに進捗すれば、2025年度に完了となります。今後は、小学校に留まることなく、中学校・高等学校での早期実現と、きめ細かい教育活動をすすめるために、さらなる学級編制標準の引き下げ、少人数学級の実現が必要です。

特に、対馬市では児童・生徒の減少により、複式学級が増加の傾向にあります。複式学級は、学年差・能力差に応じた指導や、個への配慮が行き渡らず、児童・生徒の学力保障が困難です。そこで、複式学級の標準についても引き下げる必要があります。

また、学校現場では、貧困・いじめ・不登校・教職員の長時間労働や未配置など解決すべき課題が山積しており、子どもたちのゆたかな学びを保障するための教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況となっています。ゆたかな学びや学校の働き方改革を実現するためには、加配教員の増員や少数職種の配備増など教職員定数改善が不可欠です。

よって、国会及び政府におかれては、地方教育行政の実情を十分に認識され、地方自治体が計画的に教育行政を進めることができるように、下記の措置を講じられるよう強く要請します。

記。

1. 中学校・高等学校での35人学級を早急に実施すること、また、さらなる少人数学級について検討すること。加えて、複式学級の標準についての引き下げを検討すること。

2. 自治体で国の標準を下回る「学級編制基準の弾力的運用」の実施ができるよう加配の削減は行わないこと。

3. 学校の働き方改革・長時間労働是正を実現するため、加配教員の増員や少数職種の配置増など教職員定数改善を推進すること。

4. 教職員の処遇について、新規採用を継続的に確保し、専門性を発揮し意欲をもって働くこ

とができるよう、改善に必要な財源措置を講ずること。

５．新卒者の就業機会や教職員の年齢構成のバランスの確保等の観点を中心に考慮し、すべての自治体で定年引上げ中に教職員の安定的な新規採用ができるよう、定数加配措置をはじめとした必要な財源措置を講ずること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和6年9月26日、長崎県対馬市議会。

提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、文部科学大臣。

以上のとおりであります。御賛同賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（初村 久藏君） 説明が終わりました。

これから、2件に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。2件は、委員会への付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 異議なしと認めます。2件は、委員会への付託を省略することに決定しました。

これから討論、採決を行います。

発議第7号、義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 討論なしと認め、採決します。

発議第7号は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 異議なしと認めます。本件は、原案のとおり可決されました。

次に、発議第8号、少人数学級・教職員定数の改善に係る意見書について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 討論なしと認め、採決します。

発議第8号は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 異議なしと認めます。本件は、原案のとおり可決されました。

お諮りします。本会議における議決の結果、条項、字句、数字、その他において整理を要するものがある場合、その整理権を会議規則第43条の規定によって議長に委任願います。御異議ご

ざいませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 異議なしと認めます。したがって、整理権は議長に一任することに決定しました。

○議長（初村 久藏君） 以上で、本日の議事日程は全て終了しました。

市長から挨拶の申出がっておりますので、これを受けます。市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝 尚喜君） 第3回対馬市議会定例会の閉会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

まず初めに、9月21日に発生しました大雨により、上対馬地区で床上浸水12棟、床下浸水90棟、上県地区で床下浸水2棟など、多くの被害を受けております。上対馬地区の雨量は、18時51分に大雨警報が発表されてから0時37分の警報解除まで170ミリを観測しており、私自身も現場に出向き、被害の状況を確認するとともに、職員を派遣し対応をさせていただいたところでございます。被災されました市民の皆様にご心よりお見舞い申し上げます。また、一刻も早く通常の生活に戻られるよう、できる限りの対応に取り組んでまいります。

本定例会におきましては、9月10日から17日間にわたり慎重に御審議をいただき、決算の認定を除く全ての議案について御決定を賜り、厚く御礼申し上げます。

本定例会で議決いただきました案件につきましては、市民皆様の生活と福祉の向上のため、適正な事務処理に努め、速やかに対処してまいりたいと存じます。

さて、ここで4件行政報告がございます。

まず1点目は、誘致企業関連でございます。

昨年度より本市への立地に向け協議を重ねてまいりました、福岡市に本社を置き、水産加工業を営む株式会社三陽様の立地が決定いたしました。同社の事業は、マグロを主体とした水産加工品の販売をはじめ、鮮魚、冷凍魚類などの卸売業であり、雇用計画人数は18名でございます。施設規模は、美津島町雞知字久須の濱に約2,760平方メートルの施設を整備することとしており、投下固定資産総額は約12億3,000万円の予定となっております。また、大型冷凍設備も完備することとしておりますことから、本市の水産業の振興に多大な恩恵が得られるものと期待しております。今回、本市の指定と合わせて、県の立地指定も受けることが決定しておりますので、県と連携しながら支援を行うこととしております。

なお、今後のスケジュールは、令和7年1月31日に、県庁において立地協定式を行う予定で、令和7年4月より整備を開始し、令和8年4月からの操業開始を目指しております。

今後も本市における雇用機会拡充のため、現在協議進行中の案件も含め、さらなる企業の誘致に向け、強力に推進してまいります。

2点目は、日韓市民ビーチクリーンアップ事業でございます。

去る8月24日に、上県町佐護の井口浜において、19回目となる日韓市民ビーチクリーンアップ事業を行いました。今年は、一般社団法人大阪青年会議所のメンバー45名が初めて参加され、加えて、韓国釜山外国語大学、国際ボランティア学生協会並びに市民と総勢243名が、午前中、海岸清掃に汗を流しました。午後からは、峰地区公民館で、日韓の大学生を中心としたワークショップをシンポジウム方式で実施し、日韓各団体からの活動報告、パネラーによるディスカッション並びに質疑応答を行い、海岸漂着物や海洋プラスチックに対する関心を高めるとともに、交流を深めました。

3点目は、豊玉こども園の開園でございます。

9月10日の厚生常任委員会の所管事務調査で御報告をいただきましたが、本市では2例目の認定こども園となります、豊玉こども園が9月1日に開園いたしました。私の所信であります「住み続けられるまちづくり」において、当該施設は、子育て支援の充実を図る上で非常に重要な役割を果たすものであります。安心して子育てができる環境づくりに向け、人口減少対策と連動しながら、今後もしっかり取り組んでまいります。

4点目は、対馬ベースボールフェスタ、トークショーの開催でございます。元福岡ソフトバンクホークスの攝津正氏と内川聖一氏をお迎えし、9月14日、美津島総合運動公園野球場でベースボールフェスタを行いました。市内の小・中学生など約150人がピッチングやバッティング、守備の基本を学ぶなど、子供たちにとって貴重な体験の場となりました。また、15日は、両名によるトークショーを対馬市交流センターで開催し、約110人が訪れ、これまでの経験談を交えた、終始笑いの絶えないトークイベントとなりました。この2日間のイベントは、特に多くの子供たちが野球レベルの向上をはじめ、将来への希望や夢を膨らませる契機となったものと感じており、この子供たち世代からプロ野球選手が誕生することを期待しております。

以上、御報告でございます。

最後になりますが、今年は例年になく猛暑が続き、私たちの生活にも影響をもたらしております。これから季節の変わり目となりますが、議員皆様をはじめ、市民皆様方におかれましては健康に十分御留意いただき、ますますの御活躍を御祈念申し上げまして、閉会の挨拶といたします。ありがとうございました。

○議長（初村 久藏君） 閉会に当たり、一言申し上げます。

令和6年第3回定例会は、議案全般にわたり熱心に御審議いただきまして、ここに滞りなく閉会の運びとなりました。議員各位はもとより、市長以下、市職員の方々の御協力に対し心から御礼を申し上げます。審議の中で出ました貴重な意見や指摘事項等につきましては、今後の行政運営に生かされることを期待いたします。

最後になりましたが、皆様方の御健勝と御多幸を祈念し、閉会の挨拶といたします。

会議を閉じます。これをもちまして、令和6年第3回対馬市議会定例会を閉会します。お疲れさまでした。

午後0時35分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長 初村 久藏

副 議 長 春田 新一

署名議員 陶山莊太郎

署名議員 神宮 保夫